



消費者ネットワーク岐阜 世話人会 世話人紹介 vol.1



岐阜県労働者福祉協議会
事務局長
清水 泰幸さん

この度、「消費者ネットワーク岐阜」世話人会の一員として参加することになりました。

私どもの組織は会員として労働団体や福祉事業団体(全労済・東海労働金庫・ワークプラザ岐阜)などが加盟し、県内 6 地域で勤労者と家族の福祉向上に向けて活動を展開しています。私も労働団体の出身ですが、当時は組合員の中に多重債務者になった人、悪質商法に騙されて多額の負債を背負った人など、身近な問題として対応してきた経験があります。問題解決するには多くの人々の協力が必要であり、個人ではなかなか解決できないのが現実でした。今後「消費者ネットワーク岐阜」を通して、消費者被害の撲滅に向けて皆さんと共に頑張っていきたいと思っています。共に頑張りましょう。



岐阜市消費者生活センター
消費生活相談員
花井康子さん

平成11年より岐阜市消費生活センターに勤務していますが、次々と新しい手口が出てくるので、常に弁護士の先生等の指導を仰ぎながらの毎日です。適格消費者団体のACネットの理事もしており、新しい消費者団体の役割を実感しています。設立当初から関わった消費者ネットワーク岐阜ですが、何とか生まれた事を嬉しく思うと同時に、期待されるような活動をしなければと思うと、気持ちが引き締まります。一歩ずつじっくりと、楽しく活動できたらと考えています。今後とも宜しくお願いいたします。



岐阜県弁護士会
弁護士
御子柴 慎さん

こんにちは、岐阜県弁護士会所属の弁護士の御子柴慎といいます。岐阜県弁護士会には、消費者問題救済センターという消費者問題に取り組む委員会が存在します。これまで、多重債務問題については、同委員会を中心に行政との間で緊密な連携関係を築いてきたという実績がありますが、広く消費者被害という観点からすると、そのような連携はまだ十分ではありません。また、さらに積極的に消費者問題に取り組むためには、行政との間だけではなく、消費者問題に取り組む他の団体の皆さんとの連携もより充実させる必要があると感じています。そのような中で、消費者ネットワーク岐阜が、いろいろな立場の人が、互いに情報を交換したり、情報を共有したり、学んだりすることができる場となることができればと考えています。とかく弁護士は敷居が高いといわれますが、現実にはそのようなことはありません。皆さんと一緒にこの活動を盛り上げて行きたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。



岐阜県司法書士会
司法書士
土屋博史さん

はじめまして。消費者ネットワーク岐阜の世話人をさせていただきます土屋と申します。不動産や法人の登記に関する業務や裁判所への提出書類の作成並びに請求額 140 万円以下の事件について訴訟代理業務を行っております。いろいろな生活上のトラブルについて相談を受けることが多く、岐阜にこのような消費者被害を減らさずネットワークが出来たことをすごく嬉しく思います。プライベートでは美味しいものを食べに行くことが大好きで、岐阜県内美味しいという情報を聞いてはお店に足を運んでいます。これから世話人として頑張っ

てまいりますのでよろしくお願いいたします。



消費者カフェ・岐阜



創刊号 2010.11.



「消費者ネットワーク岐阜」を設立しました！

「2010年9月11日に県内の消費者組織を結ぶ「消費者ネットワーク岐阜」を結成しました。「消費者ネットワーク岐阜」では、以下のことに取り組みます！（設立趣意書より）

- ①消費者被害の未然防止
- ②自立した消費者の育成
- ③消費者問題に関わる横のつながりの強化
- ④地方行政に提言

2010年9月11日(土)の13時30分から、岐阜市橋詰町の岐阜県弁護士会館において、「消費者ネットワーク岐阜」の設立総会と設立記念シンポジウムを開催し、約110名の消費者、弁護士・司法書士・消費生活相談員・有識者等の専門家、行政の職員が参加しました。昨年の消費者庁・消費者委員会の設立に見られるように、消費者行政の強化政策の中、全国で多くの消費者の組織ができてきましたが、岐阜県でも初めて市民主導の消費者ネットワーク組織が誕生しました。

設立総会は、大藪設立準備委員会代表の挨拶で始まり、来賓の岐阜県環境生活部長、岐阜県弁護士会山田会長、愛知消費者被害防止ネットワーク杉浦理事長がご挨拶されました。司法書士の小司氏を議長に選出し、議長の指示にもとづき弁護士の鷲見氏(準備会副代表)から第1号議案(設立趣意書、経過報告、規約(案)承認の件)、第2号議案(2010年度の活動計画と予算(案)承認の件)、第3号議案(世話人と会計監査の選出と役員承認の件)の議案提案が行われました。審議のあと、全ての議案を決定しました。

14時30分から引き続き消費生活相談員の中村典子氏の司会で記念シンポジウムを開催しました。シンポジウムでは、消費者庁の羽藤秀雄審議官が「消費

者行政の課題についてお話があり、最後にネットワークの結成について、ネットワークは集積のメリットがあり、また多様な専門的な立場の人々が参加し、柔軟性をもちながら拡張性をもつという本質があるというお話がありました。

記念講演のあとは、岐阜県司法書士会飯沼会長・岐阜県生活学校連絡協議会野村副会長・岐阜県地域女性団体協議会竹中会長・岐阜県労働者福祉協議会清水事務局長・生活協同組合コープぎふ紅谷副理事長から、ネットワークに期待するものというリレートークがありました。最後に、金山消費者ネットワーク岐阜副代表の閉会の挨拶があり、多くの参加者で盛り上がった総会・記念シンポジウムは終了しました。



設立総会の様子



羽藤審議官の講演



役員紹介

「消費者ネットワーク岐阜」H.22年度の活動計画です!

1. 消費者被害の未然防止・自立した消費者の育成のために!

- ① ネットワーク参加団体(生協・生活学校・地域女性協議会等)に消費者被害の学習会の開催を提案し、要請に応じて講師派遣を行います。
- ② 講師派遣に対応するため、2010年7月の岐阜県学校生協地区代表者会議の際に当設立準備会で作成した教材に更なる改良を加えて、共通の教材をつくります。その中で地域とのつながりをつくっていきます。
- ③ 高齢者を見守っていただいている方(ヘルパー・民生委員・介護をしている方等)用の研修プログラムと、高齢者対象の研修プログラムを今年度中に開発し、2011年度より学習会を実施していきます。また、学習会を通じて高齢者の消費者被害防止のためのネットワークづくりを考えていきます。
- ④ 岐阜県における消費者被害の実態についての報告(岐阜県・消費生活相談員)、2010年度岐阜県市町村消費者行政アンケートに基づく提言を中心としたシンポジウムを開催します。

2. 消費者問題に関わる横のつながりの強化のために!

- ① 月1回の世話人会を開催します。
- ② あいち消費者被害防止ネットワーク(AC ネット)や消費者支援機構関西(KC's)などの適格消費者団体のとの情報交換を進めます
- ③ 会員に対して機関紙による情報発信を行います。

3. 地方行政に提言します!

全岐阜県生協連が実施する「2010年度岐阜県市町村消費者行政アンケート」の分析を行い、岐阜県の地方消費者行政に対して提言を行います。

設立総会参加者の声



「消費者ネットワーク岐阜」のこれからの活動に期待します。

たくさんの団体が参加していて、ネットワークとして楽しみだと感じました。

さまざまな消費者問題に対し、解決し、自立した消費者を育成するために取り組んでいる人が多くいたこと。安心しました。

立ち上げ準備にかけられた熱い思いが大変感じられました。ますますの発展を期待しています。

各団体の熱い思いをお聞きし、岐阜はすばらしいと思った。特に生活学校の方々の参加は、今後の市民参加の拡大になるのではないかと思います。今後、一緒にがんばっていききたい。

多くの方が参加されたことに驚きました。消費者基本計画が171項目もあることに驚きました。高度化、複雑化することには奇異に感じました。これで幸福な社会ができるのでしょうか。

身近でおきた消費者被害の実例を出し、消費者に対して注意喚起してほしいです。

岐阜県内の行政・団体・NPO等、消費者問題対策に関わる全ての窓口、連絡先の一覧表が欲しい。

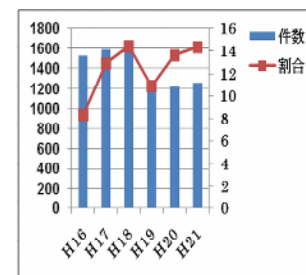
県内の各団体・個人が、消費者問題にどのように取り組んでいるのか知りたい。

平成21年度の岐阜県の消費生活相談状況

相談件数	8,796件 (前年度から184件、約2%減少)
契約者の平均年齢	45.3歳 (前年度より0.9歳上昇し、過去5年間で最高)
平均契約金額	約113万円 (前年度(約150万円)から大幅に低下)
相談品目	有料情報料(主にサイト名目の不当請求)に関する相談が最多で約1900件。 多重債務問題を含む融資サービスに関する相談は876件(前年度1212件)と減少したものの、依然として相談件数は多い。

高齢者からの相談が増加!

高齢者(65歳以上)からの相談件数と全体に占める割合がこの2年間上昇しています。平均契約金額は181万円と過去5年間で最高額を記録しています。相談品目は、未公開株や社債などへの投資目的で勧誘を受け、高額な契約金を支払ってしまったたり、高額なりフォーム工事を家族に相談せずに契約したなどというものが増えています。気をつけましょう!!



代表よりご挨拶

「消費者ネットワーク岐阜」代表
岐阜大学教授 大藪 千穂

みなさん、こんにちは。この度、岐阜県で初めての消費者問題解決のためのネットワーク組織として、「消費者ネットワーク岐阜」を設立しました。

2009年9月に消費者庁が発足し、消費者を取り巻く情勢が変化するのではないかと、大きな期待が寄せられ1年が経ちました。一方、岐阜県では、現在も多くの消費者問題が生じており、消費者被害は後を絶ちません。このような被害を未然に防止し、自立した消費者になるためには、行政からの支援をただ待っているだけではなく、消費者も自ら行動していかなければなりません。しかしそのような行動を個人で行っていくには限界があります。適正な情報を取得して、消費者自らが満足できる消費生活を送ることができればよいのですが、正しい情報を見極めるには、かなりの情報処理能力が必要とされているのが現状です。

そこで、消費者・消費者団体・専門家(弁護士、司法書士、消費者生活相談員、学識経験者など)が情報を共有することで、消費者問題や消費者被害を防止するためのネットワーク組織である「消費者ネットワーク岐阜」を設立する運びとなりました。

県内の各関係団体、趣旨に賛同される皆さまの、幅広いご参加をお待ちいたしております。

「消費者ネットワーク岐阜」世話人

代表: 大藪千穂(岐阜大学教育学部教授)、副代表: 鷲見和人(弁護士)、副代表: 金山富士子(岐阜県生活学校連絡協議会会長)、会計監査: 花井泰子(消費生活相談員)、事務局長: 河原洋之(全岐阜県生活協同組合連合会)、今尾大祐(弁護士)、金森耕治(司法書士)、北川住江(消費生活相談員)、小司隆信(司法書士)、清水泰幸(岐阜県労働者福祉協議会)、鈴木一子(岐阜県地域女性団体協議会・地婦連)、土屋博史(司法書士)、富樫悠(司法書士)、中澤康介(弁護士)、中村典子(消費生活相談員)、紅谷昭代(生活協同組合コープぎふ)、堀 雅博(弁護士)、御子柴 慎(弁護士)、水谷光由(生活協同組合コープぎふ)

会員募集!!! ~「消費者ネットワーク岐阜」事務局より~

「消費者ネットワーク岐阜」の会員になりませんか。会員には、ネットワークの機関紙が送付され、ネットワークの企画も案内されます。年会費は、個人1口500円、団体1口1000円です。下記まで住所・氏名をご連絡ください。参加申込書と会費の振込用紙を郵送します。

事務局: 全岐阜県生協連 電話058-370-6867 FAX058-370-6860 Eメール hkawahar@tcoop.or.jp